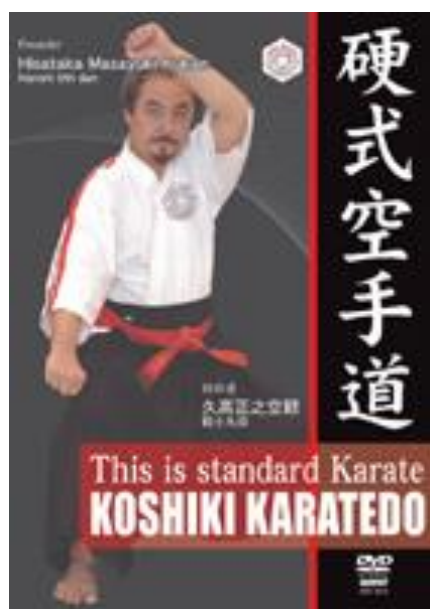




NPO法人

世界硬式空手道連盟



世界硬式空手道連盟

組手試合、形試合、分解組手試合、

規 定

1980年 世界硬式空手道アカデミー、世界硬式空手道連盟 初版発行

1994年 世界硬式空手道アカデミー、世界硬式空手道連盟 第二版発行

2006年 世界硬式空手道アカデミー、世界硬式空手道連盟 第三版発行

世界硬式空手道アカデミー、世界硬式空手道連盟

日本国東京都新宿区喜久井町 20 世界硬式空手道アカデミー、世界硬式空手道連盟 出版

当規定の出版元は、当規定に示される組手試合、形試合、分解組手試合に基づく競技、練習におけるいかなる怪我、事故についても責任を負うものではない。この規定に述べられる運動競技は、一部の読者、修練者にとっては制限されるべきものである為、練習/試合前に医師の診断を受け、安全について十分に注意を払わねばならない。

当制定は、師範 久高正光 錬士 6 段 WKKF 技術委員長、師範 久高寛司 教士 7 段 WKKF 審判委員長、師範 メガ・マルチネス 教士 7 段、師範 オラフ ロツツェ 錬士 6 段 WKKF 審判委員、師範 フィリップ・ナデュ 錬士 6 段 WKKF カナダ、師範 行方 斉 拳士 4 段 WKKF 日本、先生シェリー エグバート 修士 3 段 WKKF 香港の協力を得、世界硬式空手道連盟 創始者/会長 総師範 久高正之空観 範士 9 段により編修された。

当規定に掲載されている画像、文章、その他著作物 についての著作権は世界硬式空手道連盟に帰属します。 無断で複写、配布、引用、転載等はお断りします。

©World Koshiki Karatedo Federation 1980, 1994 ,2000 and 2006

All Rights Reserved. This publication is protected by copyright. No part of this document may be reproduced, stored in a retrieval system, or transmitted, in any form,

or by any means, electronic, mechanical, photocopying, recording, or otherwise, without the prior written permission from the World Koshiki Karatedo Academy and the World Koshiki Karatedo Federation.

硬式空手道

硬式空手道とは、徒手空拳・蹴りを最善活用し、勝負の原理を極め、さらに勝敗を超越した境地に達するよう、心・技・体を練磨、向上する道である。

その修行は、真・善・美を探究する動的禅道である。 即ちたゆまぬ鍛錬と、厳しい競技を通して、高度な護身の技を体得し、強健なる身体を育成し、健全なる精神を養成する。

さらに、礼儀作法を正しく行い、自信と勇気を持って行動し、人格の完成に努力することにより、人と社会に、正義・平和・発展をもたらすことが、空手道修行の究極の目的である。

総師範 久高正之空観 範士九段
世界少林寺流拳行館空手道総本部 総師範
世界硬式空手道連盟 創始者・理事



目次

世界硬式空手道連盟 歴史

第1章 審判倫理

第2章 組手試合 規定

- (1) 試合場
- (2) 空手道衣
- (3) 安全防具
- (4) 試合規定
- (5) 審判、副審、監査役
- (6) 試合運営
- (7) 試合時間
- (8) 勝負
- (9) 1本の基準
- (10) 技有りの基準
- (11) 優劣の判定基準
- (12) 禁止事項
- (13) 反則及び失格
- (14) 試合中の事故、怪我に関して
- (15) 異議の申し立て、その他
- (16) 試合規定の改廃

第3章 組手試合 判定規則

- (1) 目的
- (2) 決定方法
- (3) 判定方法
- (4) 審判員長の権限と責務
- (5) 副審判員の権限と責務
- (6) 主審/副審の権限と責務
- (7) 試合の開始、中断、終了

- (8) 監査役への抗議と決定の変更
- (9) 主席監査役の権限
- (10) 副監査役の権限と責務
- (11) 監査役
- (12) その他

第4章 判定規則の運用基準

第5章 形試合 規定

- (1) 試合場
- (2) 服装
- (3) 試合構成
- (4) 判定員
- (5) 運営
- (6) 勝負
- (7) 優劣の判定基準
- (8) 反則及び失格
- (9) 抗議、その他

第6章 形試合の判定

- (1) 目的
- (2) 判定方法
- (3) 優劣の判定基準
- (4) 反則及び失格
- (5) その他

第7章 分解組手 規定

- (1) 試合会場
- (2) 服装
- (3) 試合構成
- (4) 判定員
- (5) 運営
- (6) 勝負
- (7) 優劣の判定基準
- (8) 反則及び失格
- (9) 抗議、その他

第8章 分解組手試合の判定

- (1) 目的
- (2) 判定の方法
- (3) 判定基準
- (4) 反則及び失格
- (5) その他

第9章 国際主審、審判員の資格

- (1) 主審
- (2) 副審
- (3) A級 審判員
- (4) B級 審判員
- (5) C級 審判員

世界硬式空手同連盟 歴史、硬式空手の特徴

硬式空手とは、安全防具「スーパーセーフ」を用い、空手家の空手技術を十分に発揮し、競技試合/練習を行える様に工夫されたシステムである。この軽量、弾力があり流線型の安全防具「スーパーセーフ」は、空手家が蹴り、突き、打ちを自分自身のみならず、相手にも怪我をさせる事なく、技を繰り出す事を可能とさせた。これは、全ての人、女性、子供、老人に至るまで、実践的で現実的な状態で、空手の技を修練できる事を意味する。怪我を恐れる事なく全速で技を繰り出す事ができ、強靱で健康な体を作るだけではなく、競技や練習をより躍動的で興味深い物とする事ができた。同時に競技者や観客にとって、競技をよりエキサイティングものと高めた。加えて、防具で覆われた部分を実際に突き、蹴るため、勝負の判定が明確で誰にでもわかりやすく楽しめるのである。硬式空手道の革新的規定に伴い、競技者は積極的に連続攻撃の中で空手技を出す事ができ、又、開手打ち等の一般的禁じ手も含めて、より自由に創造的な技を用いる事が可能となった。硬式空手道は、いかなる空手流派、会派、又、他武道者も、安全にして平等、公平な条件で競い合えるものである。

硬式空手道は、少林寺流拳行館空手道 開祖 久高政祺幸利 拳聖十段、柔道 6 段により開発された防具空手(剣道の防具)を用いた競技方法を源とした。しかし、剣道の鉄面は、素手、素足での攻撃を制限するものであった。開祖以前にも、ボクシンググローブを用いる等、様々な努力がなされたのであるが、このために、寸止め、ノンコンタクト空手という第二の選択を取らざる得なかった。しかし、多くの指導者は、寸止めは、より効果的システムが見出されるまでの一時的選択であると理解していた。

総師範 久高正之 範士九段は、開祖の知識/経験を糧に、空手道の求める真の防具の開発を、科学的アプローチで継続的に続けた。総師範は、1960, 70 年代に米国、カナダで空手道を教えるかたわら、フットボール、ホッケー、ボクシング、フェンシング、等、他の西洋スポーツの用いるプロテクターの研究を行い、この知識を導入した。様々なテスト、研究、対衝撃実験等を繰り返し、現在硬式空手道において用いられる「スーパーセーフ」の完成にこぎ付けた。この安全防具は、面と胴からなる。面は、透明、軽量、耐弾丸特性を持ち、ノンコンタクト空手、フルコンタクト空手において起こりがちな、歯、顎、鼻、目、等への怪我を、完全に保護しつつ、明るい、広角な視野をもたらす。

胴は、腋の下の肋骨、二つの鎖骨を覆い、胸、胃を保護する。実に軽量、装着が容易であり、使用者の動き、技を妨げる物ではない。

この防具の効果と実用性を確証するために、様々な空手道の指導者による技術審議会が開かれた。

総師範 久高正之は、ノンコンタクト空手、フルコンタクト空手も、国内、海外において、練習、試合を指導した。1961 年、総師範は、全ての流派が参加した、グローブを用いるフルコン

タクト試合において優勝し、名声を得た。試合は全てノックアウトで勝利し、日本空手の評価を高めた。これが事実として、少林寺流拳行館空手を、特別な防具を用いたコンタクト空手へと導いた。ノンコンタクト、フルコンタクトの弱点、欠点を補おうとして、総師範 久高正之は、指導的空手家である Wayne Donovan 教授(カナダ)、Laurence VanNiekerk 博士(オーストラリア)、David Chu 博士(スイス)、Alain Hauredé-Baight(アフリカ)の貴重な強力を得たのである。

今日まで、15 回の世界硬式空手道選手権が開催された。第 1 回～3 回は東京、以下、ベネズエラ、オーストラリア、アメリカ、カナダ、オランダ、東京、インド、インドネシア、オーストラリア、ポルトガル、ギリシャである。また、アルジェリア、インド、スペイン、スイス、ロシア、アゼルバイジャン、グルジア、フィリピンで、大会が開催された。

硬式空手道が、学校教科として世界中で採用され、オリンピック種目となる事を願う。

第一章 審判倫理

主審及び副審は、常に以下の点を心得なければならない。

第1条 主審及び副審は、常に公平、公正でなければならない。

第2条 主審及び副審は、常に威厳をもって振舞わなければならない。

第3条 主審及び副審は、競技及び試合のすべての詳細を、最大の注意深さと集中をもって見守り、試合者の全ての動作に正確な判定を下さなければならない。

第5条 監査役、主審、副審は、試合中、この三者以外と会話をしてはならない。観客、その他と会話をしてはならない。主審はすべての命令と指示を行わなければならない、副審はすべての意思表示を旗で行わなければならない。しかし、主審に要請にされた場合は、これに該当しない。

第6条 主審、副審による試合運営の態度と判定の質は、硬式空手道試合運営のために重要である。したがって、すべての主審と副審は、模範的な能率、迅速さ、及び、洗練されたふるまいを示す事が必要である。

したがって、正しい武道の競技の審判員には、監察、安全確保、のみならず教育が不可欠である。そして、試合者のために、訓練を重ね、経験し、知識を蓄え、本来的な格闘競技のために高い水準を維持しなければならない。これこそが、硬式空手道を構築するために重要な精神である。

第二章 組手試合 規定

第1条 (試合場)

- 第1項 1. 試合場は、平坦な場所で、スーパーセーフ安全畳、又は、マット等を使用し、危険防止の処置をしたものとする。
2. 試合場の広さは原則として、9メートル四方、又は、7.2メートル四方(女子、少年少女)とする。
3. 試合場のラインは白、5センチ幅とする。場外警告地域は赤のライン、又は、畳により最小1メートル幅とする。
4. 全ての寸法表示は、ラインの外側をもって測られる。
5. 試合場を組み立てる場合、高さは床上1メートル、9.2メートル四方とする。女子、少年少女は7.2メートル四方とする。
6. 試合場の中央より正面に向って、左右にそれぞれ1.5メートルの間隔をおき、1メートルの平行線を引き、これを試合者の所定位置とする。
7. 試合場の中央より正面に向って後方に2メートルの間隔を置き、0.5メートルの平行線を引き、これを主審の所定位置とする。
8. 監査役席、記録席は、主審に相対して、試合場前方、試合場から2メートル離れるものとする。
9. コーチボックスは、試合場から1メートル離し、長さ1メートル、幅0.5メートルとし、プレイヤーボックスの監査役側とする。
10. 安全管理者をおのおのの試合において任命し、試合の安全運営を計らなければならない。この安全管理者は、上位の審判、審判長でなければならない。
11. 、可能な限り電光掲示板を試合場に設置して残り時間と双方の競技者のポイントが周囲からも見えるようにすることとする。

第2条 (服装)

- 第1項 1. すべての試合者は、清潔なスーパーセーフ空手道衣、または同等の白色の空手道衣を着用する。試合者は胸に国籍を確認できるマークを、左腕、肩と肘の中間に流派のマーク、右腕に W.K.K.F. のマークを着けるものとする。
2. 上衣は帯を締めた時、臀部を覆う程度とする。
3. 袖の長さは前肘のなかばを越す程度とする。
4. 下ばき(ズボン)の長さは膝下、4分3以上を覆うものとする。
5. 帯は適度の締め方で結んで、結び目から15cm程度の余裕のあるものとする。
6. 試合者は、幅5cm程度の赤、又は白の紐を各々その帯の上にしめ、長さは結び目から15cm程度の余裕があるものとする。これにより、試合中、試合者を認識できる。この紐は、赤、白のスーパーセーフを用意できる場合は、免除される。

7. 試合者の頭髪は試合に差し支えない長さで、かつ又清潔でなければならない。頭髪が長く不清潔で試合に差し障ると主審が判断した時、審判長の許可を得て出場停止させることができる。
8. 負傷のため包帯、サポータ並びに拳ガード、足甲ガードの使用は、当該試合場の主審の許可を要する。
9. 主審、副審、監査役は、認定されたスーパーセーフ空手道衣を着用しなければならない。その上に、黒い袴を着用し、帯を結ぶ。原則として素足とする。

第3条 (試合用安全防具の使用)

- 第1項
1. 全ての試合者は、試合用安全防具スーパーセーフ、主として腹部を保護する胴、顔/頭部を保護する面を用いなければならない。
安全管理の観点から、スーパーセーフの使用は義務づけられるものであり、他の安全防具を用いる場合は事前に世界硬式空手道連盟の承認を得なければならない。
 2. 少年/少女の試合者は、試合用安全防具スーパーセーフ少年用の胴、面を同様に用いなければならない。
 3. 試合に用いるスーパーセーフは、製造後3年以内のものとする。
1993年以降製造の物には、製造年が表示されており、表示のない物は、それ以前製造であり、試合に使用する事はできない。
 4. 安全管理者は、試合に使用されるスーパーセーフを確認しなければならない。又、安全管理者は、たとえスーパーセーフが有効な物であれ、安全であるか確認しなければならない。安全管理者によって使用を不可と見なされた物は、修理され安全管理者によって安全と確認される事無く、試合に使用する事はできない。
 5. 試合者は、いかなる包帯、サポーター、等を、その大会の運営の責任者から許可を得る事なくして、使用する事はできない。例外として、負傷のための包帯、サポーターは、その大会規定、運営責任者の許可に基づき使用する事ができる。
 6. 女性試合者は、ミット、又は脛当てを使用する事が可能である。又、空手道衣の下に胸当てを用いる事ができるが、これらは、世界硬式空手道連盟、又は主審の許可を事前に得る事とする。
 8. マウスガードの使用は任意であるが、推奨される。

第4条 (試合方法)

第1項 1. 試合の種類は次の通りとする。

(1) 個人試合 (2) 団体試合

2. 試合の方法は次の通りとする。

(1) 試合は、1本勝負(原則として)、又は、3本勝負とする。

第2項 団体試合

1. 団体試合の出場者は奇数とする。

2. 団体試合は、そのチームの人数が、最小、出場選手5人中3人、7人中4人、3人中2人の構成を持って成立する。いかなる試合も、出場選手人数の半分以下の場合、失格となる。選手権大会においては、5試合中、3勝(又は同様)において、試合を決する。

3. 団体試合は定められた人数で予め定められた順位に従って試合を行うものであり、おのおのの試合の勝ち合計が3となった時点で勝利チームとなる。

4. 正式出場順位が確定された後、試合出場順位を変更する事はできない。記載された試合者が試合に出場できない場合は棄権と見なされ、相手方の勝ちとなる。

5. 大会開始前に会場に到着しない個人、及び団体は、失格と見なされる事がある。

6. 個人、又は団体が、正式出場書類を提出後、欠場及び試合中に出場拒否した場合、世界硬式空手道連盟師範会審判委員会の幹部連絡会議において、当該個人、及び団体の今後の試合出場を禁止する事ができる。

7. 試合者は、事前に出場書類に適切に記入する事無く、試合に出場できない。

8. 以上は、勝者数法における試合様式である。

9. 勝者数法においては、おのおのの試合の勝者合計数が多いチームの勝ちとなる。両チームとも勝者数が同じ場合は、ポイント合計が多いチームの勝ちとなる。第一に1本勝ちの多いチームの勝ちとなる。それでも決しない場合、技有りの合計数が多いチームの勝ちとなる。

10. ここにおいても決しない場合は、おのおののチームから代表試合者を選び、代表戦を行う。延長戦を終えて(2ラウンド)勝負が決しない場合は、その代表者を交替させ、再代表戦を行う。

相手方の反則負け、失格負けによる勝ち、1本勝ちに準じて計算する。

11. 同じ試合者が2試合以上続けて戦う事はできない。

一度引き下がると、チームがその競技を終えるまで、再び出場できない。

12. 世界硬式空手道連盟の体重制は以下の通りである。

男子

軽量級	63.5kg 未満
中量級	63.5kg 以上 73.0kg 未満
クルーザー級	73.0kg 以上 82.0kg 未満
重量級	82.0kg 以上

女子

軽量級	54.0kg 未満
中量級	54.0kg 以上 61.0kg 未満
クルーザー級	61.0kg 以上

少年少女	小学校低学年(1, 2, 3 年生)	高学年(4, 5, 6 年生)
	中学生(1, 2, 3 年生)	高校生(1, 2, 3 年生)

13. 団体の構成, 及び順

男子

軽量級、中量級、クルーザー級、重量級

女子

軽量級、中量級、クルーザー級

混合

男子軽量級、女子軽量級、男子中量級、女子中量級、男子クルーザー級、女子クルーザー級、男子重量級。

第 5 条 (審判員及び試合監査役)

- 第 1 項
1. 試合は、世界硬式空手道連盟、及び世界硬式空手道連盟師範会審判委員会に選任された審判員(主審 1 名、副審 2 名)によって行なわれるものとする。
 2. 試合運行及び審判員の公正を図るために監査役が選任される。監査役は、記録係による試合結果、ポイント等の硬式記録の確認、試合時間の管理、又は、正式な団体代表、個人のコーチからの苦情を受ける。
 3. 一般的に、副審は試合場角から 0.5m 離れた位置を所定とする。試合場の関係で困難な場合は、変更できる。
 4. 試合開始に先んじて、試合に関わる全ての試合者、審判員、監査役は、正面に礼、審判に礼、お互いに礼を行う。

5. 試合後、正しい所定位置に戻り、試合に関わる全ての試合者、審判員、監査役は、お互いに礼、審判に礼、正面に礼を行う。
その後、試合者は、中央に歩み寄り、互いに握手を交わす。
6. 主審から見て、右側を赤、左側を白とする。
7. 全ての試合者は、試合場の所定位置において待たなければならない。
8. 主審が明らかに試合規定、審判規定に反したと見られた時、試合監査役及び副審は主審に対し直ちに呼笛により試合停止の意思表示をする事ができる。

第 6 条 (試合の運行)

- 第1項
1. 試合者は、順番まで所定位置で待ち、主審の「入場」の合図により、試合場に入り所定位置に着く。審判に礼、お互いに礼の後、主審の「勝負 1 本始め」により、試合が開始される。
 2. 主審の「止め」の合図で、試合者は元の所定位置に戻り、主審の判定を仰ぐ。
主審の「続けて始め」の合図で、試合者は試合を続行する。
主審の「止め、それまで」の合図で、試合者は元の所定位置に戻り、主審の試合判定を待つ。試合勝ち負け判定後、主審の合図で、互いに礼、審判に礼、握手を行い退場し、場外に退いた後、正座し礼を行う。
 3. 試合は主審の指示においてのみ運行される。

第 7 条 (試合時間)

- 第 1 項
1. 試合は 3 分間を原則とする。 審判団は試合時間を互いに確認しなければならない。(女子 2 分、少年/少女 1 分 30 秒)
 2. 試合時間が残り 30 秒の時点で、時間係は「30 秒前」と発声し、主審は試合者に「後、しばらく」と合図する。
 3. 個人戦の場合、延長戦は 1 回とし原則とする。この延長の試合規則は通常に準じる。審判の判断により、試合者に休憩が必要と認められた場合、延長戦の前に若干の休憩時間を取ることができる。
 4. 延長戦で試合が決しない場合は、再延長戦を行う。再延長戦は一回のみとし、必ず勝負を決しなければならない。引き分けは無い。
 5. 再延長戦は先に 1 本又は技ありを取った者(先取り)を勝ちとする。
 6. 試合時間は主審の試合開始の合図「試合 1 本始め」により計り始め、「それまで」で終わりとする。しかし、審判員の審議に、又は、怪我の治療等に要した

時間は除外される。試合時間を止める際、主審は「時間」と合図し、時間を停止させる。

7. 時間終了同時に繰り出された効果的技はポイントとされるが、「止め、それまで」という合図後の技はポイントとされない。

第8条 (勝負)

- 第1項 1. 勝負は先取り1本、あるいは判定による勝ち(技有りの数)、又は反則、失格による負けによって決定する。
2. 攻撃目標は次の通り限定する。
- (1) スーパーセーフ安全防具 面(頭部と顔面部)、胴(胸部と腹部)への充分コントロールされた攻撃
 - (2) 上段への攻撃は、充分コントロールされた軽い攻撃とする。
 - (3) 寸止めでコントロールされた技による背部への攻撃。(技有り1点)

第9条 (1本の判定基準)

- 第1項 1. 1本は以下の基準により判定される。
- (1) 基本的な正しい姿勢、かつ充実した気魄と適正なる間合で、有効な威力ある突き、蹴り、打ち、当てが定められた部位(相手の上段頭部と顔面、中段胸部と腹部)に充分コントロールして当て、極め、相手のバランスを崩し、又倒制し、残心を示した場合1本と判定する。
 - (2) 瞬間的な投げ、及び払いで、その後、(1)と同様な有効な攻撃で残心を示した場合。
 - (3) 試合者双方が場外に出た時かけた技は無効となる。但し、攻撃者が瞬間場内にあり、主審の「やめ」の合図の前にかけた(1)と同じ有効な技で、残心を示した場合は認められる。
 - (4) 有効な連続技が3本以上、一連の動作の中で決まった場合。
(連続技1本)
 - (5) 試合者が試合続行の意思を失った場合、相手に1本が与えられる。
 - (6) 相手の安全を十分に考慮した締め技、関節技、投げ技、等で、相手が試合放棄を申し出た場合、主審は1本を宣言する。
この条件のもとで、上記技が決まった場合は、反則としない。

第10条 (技有りの判定基準)

- 第1項 1. 技有りは次の各号によって判定される。
- (1) 第9条に示される1本と同じ判定基準であるが、若干威力、又は、完璧さに欠ける場合。これらの技は、1本と全ての点で比較される。

- (2) 延長戦、再延長戦(先取り 1 本)の点数は、全て合算される。
- (3) 1 本に満たないスーパーセーフ安全防具への蹴り技は技有り 2 点とされる。
- (4) 寸止めによる充分コントロールされた背面、胴への技(突き、打ち、蹴り)は、技有り 1 点とされる。
- (5) 同時に繰り出された技で、双方有効と認められた場合、相打ちと宣告され、双方に技有り 1 点が与えられる。

第 11 条 (優劣の判定基準)

第 1 項 1. 試合時間内に 1 本、反則、失格負けの無い時は、以下の基準により総合的に優劣を判定する。

- (1) 技有りの得点の多少と有無。
- (2) 試合態度の優劣。
- (3) 技術の巧拙
- (4) 気魄戦意の度合い。
- (5) 適正な攻撃、手数の多少。
- (6) 戦術の優劣

第 12 条 (禁止事項)

第 1 項 1. 禁止される技は次の通りとする。

- (1) スーパーセーフ安全防具以外の部位への直接攻撃。(関節を含む)
- (2) スーパーセーフ安全防具の止め金具、等への攻撃。また相手の蹴り足を掴んで引き回すような行為。
- (3) 股間部への攻撃(金的)。
- (4) 頭部への引きの無い直接攻撃。
- (5) 上段への過剰な攻撃。
- (6) 無意味につかんだり、組み付いたり、或いは暴力的な体当たり。
- (7) 罵倒、挑発的言動、及び無用な発声等、相手の人格を無視するような言動、態度。
- (8) 下肢に対する執拗な直接加撃(蹴り技)、足払い認められるが、次に技が続かなければならない。
- (9) 上段への肘打ち。
- (10) 上段への膝蹴り。
- (11) 時間を空費するための行為。
- (12) 極端な場外逃避。

(13) 耳への直接攻撃

(14) 倒れた相手への、頭部または背面への足技での攻撃。また腕でガードしている上への足技での攻撃

(15) 頭部、脊椎に負担をかける危険な投げ、片方の手で相手を掴んでいないコントロールがない投げ、タックル等。防御動作としてのクリンチは認める。

第 13 条 (反則及び失格)

第 1 項 1. (1) 禁止事項を犯そうとしたり、又は犯した時は主審により反則、又は反則注意を宣せられる。

(2) 反則注意の宣告を受けた時は、相手方に技有り (1 点) を与える。
そして 1 回目の反則注意後更に反則とみなされる行為を行った場合は、相手方に 1 本が与えられる。

(3) 主審は、反則及び反則注意を認めた場合、必要に応じて宣言しなければならない。
反則の場合は、相手に 1 本を与える。反則注意の場合は、相手に技有り 1 点を与える。

(4) 試合者が故意に禁止された技を用いた場合、反則、又は失格とされる。
どちらの場合も相手方に 1 本を与える。
審判員は、失格と宣せられた試合者を、以後の試合に参加させない事もある。

(5) 試合者が故意に時間を空費した場合、無攻撃警告が与えられる。
無攻撃警告を受けた競技者は 10 秒以内に技を繰り出さなければならない。 10 秒以内に攻撃をしない場合、無攻撃を宣告され、相手に技有りを与えられる。

(6) 試合者が以下に該当する行為をした場合、主審は反則、又は失格を宣し、相手に 1 本を与える。
失格を宣告された試合者は、審判長の判断により当日の他試合への参加を不許可とされる場合もある。 又、審判委員会の判断により今後の試合への参加を不許可とされる場合もある。

a. 故意に規則を犯した場合。

b. 主審の指示に従わない場合。

c. 極端に興奮し、試合続行上有害と認められた時。

(7) 試合者が試合場のラインの外側に両足が出た場合、場外注意とされ、相手に技有り 1 点を与えられる。

(8) 試合者が場外に出た場合、自動的に場外注意、相手に技有り 1 点を与えられる。

(9) 試合者が押されたり、打たれたり、又、投げられて場外に出た場合は、場外注意とはならない。

試合者が意図的に相手を押したりして場外に出そうとした場合、反則注意とされ、相手に技有りを与えられる。

第 14 条 試合中負傷又は事故の生じた場合

- 第 1 項
1. 試合者が過失に寄らない負傷をおい、試合継続ができない、又は、棄権を申し出た場合、相手に 1 本を宣し、勝ちとする。
 2. 試合者が技有りを得た後、相手が過失に寄らない負傷をおい試合継続ができない場合、技有りを得た競技者に勝ちを宣せられる。
 3. 試合者が負傷し、その大会の医師不在の時、当該コートの主審より審判長に具申し、審判長は当該負傷者に対し試合中止、出場停止をする事ができる。
 4. 医師の試合中止指示に従わず、試合者が試合継続を願った場合、試合者の安全を考慮し、試合者を失格負けとし、相手に勝ちを宣する。
 5. 団体戦において、上記事項が起こった場合、相手チームの勝ちとなる。

第 15 条 異議の申し立て、その他

1. 試合者は審判員の宣告に対して、直接異議の申し立てはできない。
2. 審判員の判定が明らかに試合規定、審判規定違反したとみられた場合は、直ちに試合者所属の責任者(通常監督、コーチ、個人戦にあつては予め届出した監督)は、試合監査役に対し、異議の申し立てを行う事ができる。
3. 責任者は、監査役に近い位置のコーチボックス内において、結び立ちで手を頭上に掲げ、監査役に異議の申し立てを行う。
4. 責任者は、監査役に呼ばれるまで、コーチボックスに止まらなければならない。監査役は異議申し立ての授受を決定する権利を有する。責任者は監査役の判断に従わなければならない。
5. 責任者はむやみにコーチボックスを離れたり、不適切な言動、動作をしてはならず、審判長と監査役の判断により、以後の義務と試合進行上の任を解かれる場合もある。
6. 異議の申し立ては試合規定第 15 条 2 項によるが、異議の申し立てはその状態が生じた直後速やかに行われなければならない。試合終了後の異議の申し立てはできない。

第 16 条 その他

1. 当規定に規定されない事項が生じた場合は、主審、副審、監査役、審判長合議の上、適切に対応されるものとする。
2. この規定の改廃は世界硬式空手道連盟師範会審判委員会の幹部連絡会議において委任を含める 3 分 2 以上の議決を要し、理事会の承認を受けなければならない。

規定変更の経緯

1981年 東京

- ・ 試合者が「無防備注意」を宣せられた場合、10 秒以内に攻撃をしなければならない。攻撃を繰り出さなかった場合、「無防備」を宣せられ、相手に技有りが与えられる。

1982年 東京

- ・ 上段へのコントロールされた蹴りは、技有り 2 点とされる。

1983年 マラカイボ

- ・ 試合における副審の判定を確認する場合、主審は「判定取ります」と発声する。
- ・ 試合時間残が 30 秒になった時、時計係は「あと 30 秒」と主審に知らせ、主審は試合者に「あとしばらく」と告げる。

1984年 ブリスベン

- ・ 試合者が無効撃、及び試合を遅らせた場合、主審は試合者に「無攻撃警告」をもって注意を促す。
- ・ 足払いの後は、ただちに単発、および連続技を繰り出さなければならない。
- ・ 両試合者が効果的な攻撃技を同時に出し、互いに有効と認められた場合、主審は「相打ち」と宣し、両者に適切な「技有り」を手をもって指示する。

1989年 モントリオール

- ・ 中段へコントロールされた有効な蹴り技が決まり、技有りと見なされる時、技有り 2 点とされる。
- ・ 試合者は清潔で公式なスーパーセーフ空手道衣、又は同等な白い空手道衣を着用しなければならない。

主審、副審、監査役は、左袖に世界公式空手道連盟審判員章をつけたスーパーセーフ空手道衣、その上に黒の袴を着用する。

第三章 組手試合 判定規則

第1条 目的

- 第1項 この規則は、厳格な公正さと判定の普遍性を確実なものとし、審判の権威を高め、世界硬式空手道連盟の元に開催される試合を最適なものとする。

第2条 決定方法

- 第1項 主審、副審は、「組手試合 規定」に基づいて試合判定を行う。

第3条 判定方法

- 第1項 審判員は、監査役1名、主審1名、副審2名で構成される。
- 第2項 加えて、試合運営の目的で、数人の時間係、アナウンス係、試合記録係を指名する事ができる。

第4条 審判長の権限と責務

審判長の権限と責務は以下のように定義される。

1. 試合運営委員と共に、試合場、施設の準備、試合運営、事前の安全管理、等。
2. 主審、副審の事前配置。
3. 組手試合規定に示されない、試合中に起こりうる技術的分野に関わる最終判断。

第5条 副審判長の権限と責務

- 第1項 副審判長は、審判長を補佐し、その義務に配慮し、要求を満たし、審判長に代わり責務を遂行する。

第6条 主審と副審の権限と責務

- 第1項 主審と副審は以下の権限を持つ。
1. 主審は試合運営の権限(試合開始、終わりの宣言を含む)を有し、適切かつ十分な技に対し、1本、技有りを宣し、必要な時は、その判定の内容を告げる。 又、試合前/中においても、注意を促す目的で、他の審判と審議し、反則、失格を宣し、

試合者を棄権、失格にすることができる。試合勝者判定が微妙な場合は、主審の判断を加える事ができ、これは2ポイントとする。

2. 副審は試合場、相対する角の外に、紅白1対の旗を持って位置する。
副審は、旗により判定を意思表示し、主審を補佐する。副審の判定は1ポイントとする。

第7条 試合の開始、中断、終了

- 第1項 1. 主審は所定の位置に立ち、「主審に礼」、「お互いに礼」に続き、「勝負1本始め」を宣し、試合を開始する。
2. 主審は試合者の技が1本に相当すると認識した時、「止め」を掛け試合をさせ試合者を元の位置に戻す。主審も所定の位置にもどり、手を上にあげ「1本」を宣する。続けて、「白(赤)の勝ち」を告げる。
3. 試合者が技有りを得た場合、主審は「止め」を告げ、元の位置にもどす。
主審は所定の位置にもどり、試合者を指し、手をあげ技有りの点数を示しながら、その有効技を告げる。「白、中段付き技有り1点、等」。
「続けて」をもって、試合を続行する。
4. 時間終了とともに、技有りがあるが、1本で決まっていない場合、主審は、「止めそれまで」を告げ、試合者を元の位置に戻す。所定の位置に戻った後、副審に考慮の時間を若干取った後、「判定を取ります」を告げ、笛を短く吹く。
判定を確認後、「白(赤)の勝ち」を宣する。引き分けの場合は、「引き分け」を告げる。
最終判定は主審の意見に基づき行われる。
5. 以下に述べる状況の場合、主審は「止め」を告げ、試合者を元の位置に戻し、一時的に試合を中断する。再開するときは「続けて始め」を告げる。試合が10秒以上中断した場合、主審は時間係に中断時間を試合時間から除く事を指示できる。
 - a) 一方、又は両者が場外となり、副審が旗をもって場外を訴えた時。主審は、場外に出た試合者の足を指し、その後、場外に出た位置を示し、「場外」を告げ、相手に「技有り」を宣する。
 - b) 主審が空手道衣、又はスーパーセーフの直しを命じた時。
 - c) 主審が、試合者の禁止されている行動、技を起こそうと確認した場合、又は、副審が確認し合図した場合、試合を中断し注意を促す。
 - d) 主審、又は副審が、禁止されている行動、技を出した事を確認した場合、試合を直ちに中断し、判定する。反則の場合は相手に「1本」を宣する。
 - e) 主審は、一方、又は両者が怪我、病気、その他理由で試合続行ができないと思われた場合、直ちに中断し、医師の診断を仰ぎ、試合続行か中止かを判断する。
 - f) 副審は視野の範囲で試合者の状況を観察し、以下のような場合は、旗をもって主

審に意見を具申する。

- g) 1 本、又は、技有りと判断される時。
- h) 試合者が禁止されている行動、技を起こそうと確認した場合。
- i) 主審が気付く前に、試合者の怪我、病気を確認した場合。
- j) 一方、又は、両者が場外に出た場合。
- k) その他、主審の注意を促す事が必要と思われる場合。
- l) おのおのの副審は、試合者の状態を常に観察し、独自で意見の具申ができる。
- m) 主審に「判定取ります」を告げられた時、副審は正しい表示方法で意見を表明する。
- n) 時間係は、鍾、ベルを試合終了時間 30 秒前に鳴らし、「後、30 秒」と告げる。
- o) 試合が 30 秒以上中断された場合、副審は監査役の確認の元、時間係に「時間」を合図し、主審の試合再開まで、中断することができる。

第 8 条 監査役への抗議と決定の変更

- 第 1 項 監査役への抗議がなされた場合、主審及び副審は監査役へ、抗議にいたる状況を説明しなければならない。監査役より判定の再考を要求された場合、主審、副審は、協議の下、変更及び確認をしなければならない。

第 9 条 監査長の権限

- 第 1 項 監査長は監査役団を組織、リードし、事前に監査役の配置を決定しなければならない。

第 10 条 副監査長の権限と責務

- 第 1 項 副監査長は、監査長を補佐し、その義務に配慮し、要求を満たし、監査長に代わり責務を遂行する。

第 11 条 監査役

- 第 1 項 監査役は、各試合に 1 名指名される。 監査役は主審、副審の試合運営、決定を監察し、適時、意見を表明する。 事前に登録された団体及び個人の責任者(監督、コーチ)より抗議を受けた場合、抗議内容を吟味し、主審及び副審の事情説明を受ける。

主審及び副審の判断が不合理であると判断された場合、再検討を要請する。

- 第 2 項 主審及び副審全員に対して指導する場合、又は、意見を申し出る場合のみ、

監査役は1ポイントを投じる権利を有する。それ以外の場合、監査役は票を投じる事はできない。

- 第3項 主審及び副審全員が意見を求めた場合のみ、監査役は意見を述べる事ができる。意見は審判団全員を呼び、述べられる。主審が単に監査役に意見を述べた場合、この過程を踏む必要はない。

第12条 その他

- 第1項 試合規定及び判定規定にない事項について審判団が協議し、結論に至った場合は、試合の監査役及び監査長に示されなければならない。

第四章 判定規則の運用基準

第1条

- 第1項 副審1人が試合者の効果的技を旗により主審に意見具申した際、主審は試合を継続する事ができる。しかし、副審2人が意見具申した際には、主審は具申を認識し、技の判定を行わなければならない。主審がその技の有効性を受理できない場合は、その決断の理由を簡潔に説明しなければならない。
- 第2項 主審のみが、試合を中断及び終了させる権利を持つ。主審以外、いかなる者も試合を中断することは許されない。いかに効果的であるとも、試合中断後の技は有効と見なされず、判定決定の基準とはなりえない。
- 第3項 試合者が場外に出た場合、主審が止めない限り試合は続行される。
- 第4項 監督者としての監査役の権限は、指揮、点検、そして、時間、記録、点数の管理である。
- 第5項 試合記録は、監査役の承認により公式記録となる。
- 第6項 事故及びその他理由により判定が不可能となる場合、審判長と監査長との合意に基づき、空席を埋めるべく変わりの主審を選出、指名することができる。主審の判断だけで、審判の構成を代えることはならない。
- 第7項 試合が組み合いになったり、又、一方/両者が倒れたり、投げられた場合、又は、有効でない技が用いられた場合、主審は直ちに「止め」を告げ、試合者を分けなければならない。主審は事故や混乱をさけるために、警告を発しなければならない。
- 第8項 有効な技を出し合わず、試合が硬直状態に陥った場合、主審は中断し、「無攻撃 注意」を告げ、10秒以内に技を出し合うことを要求する。試合者が手で相手をつかんだ場合、主審は試合者を分けなければならない。
- 第9項 主審及び副審が用いる用語、合図は添付資料-2に示される。
- 第10項 副審による旗指示は添付資料-3に示される。
- 第11項 規定により、主審の判断が、旗による2人の副審に判定より優先する。
- 第12項 試合者が怪我をした場合、主審は直ちに試合を中断し、迅速な効果的処置を施さなければならない。
- 第13項 医師により、試合者が怪我及び健康上の問題で、試合継続が不可能と判断された場合、主審は試合を終了、又は中止しなければならない。
- 第14項 国際審判員は、C.P.R. 及び First Aid の資格を有しなければならない。

第五章 形試合規定

第1条 試合場

第1項 組手試合場に準じる。

第2項 上記、第1項の条件を満たせない場合、審判長はこの条件に最大限近づける事とする。

第2条 服装

第1項 試合者、主審、副審の服装は、組手試合服装に準じる。

第2項 上記、第1項規定に準じない試合者に対して、審判長は考慮の上、出場を認めない事ができる。

第3条 試合構成

第1項 形試合は個人試合である。

第2項 形試合は以下の様に分けられる。

- ・ 少年
- ・ 少女
- ・ 成人男子
- ・ 成人女子

第3項 一次予選においては、登録形を演じなければならない。 二次予選、決勝と、おのおの異なる登録形を演じなければならない。

第4項 登録形一覧は常に、世界硬式空手道連盟によって更新される。

第4条 審判員

第1項 試合は、事前に主席審判に選出された主審1名と副審4名により判定される。審判員が不足の場合、審判長は、主審1名と副審2名を選出する。

第2項 主審は正面中央に着席し、副審は4隅に着席する。

第5条 試合運営

第1項 試合は以下の要領で運営される。

アナウンス係により試合者の名前が呼ばれた時、試合者は主審の反対側から試合場に入場する。入場の際し、試合者は礼をし、所定の位置に付く。

次に試合者は正面に礼をし、気合を込めて形の名を告げる。

主審の「始め」をもって、形を行う。

第2項 試合者は形終了後、所定の位置に戻り、審判の採点を待つ。

その後、正面に礼を行い場外に出、再度、試合場に礼をする。

第3項 試合に関わる全ての運営は主審によって行われる。

第6条 勝負

第1項 勝負の結果は、おのこの審判員の点数合計による。おのこの審判員は、満点を10点とし、主審が事前に定めた点数範囲内において判定する。

第2項 合計点は、最高点、最低点を除いた、3名の合計とする。しかし、この際、主審の点数は除かれない。

第3項 一次予選終了後、事前に決められていた人数が二次予選へと進む。これが、決勝にいたるまで繰り返される。次予選、決勝の最終評価は、これら上記過程の点数に基づいて行われる。

同点となった試合者の順位は、第一に主審のつけた点数を比較し決められる。さらに同点の場合は、除かれた最高点を比較し決められる。さらに同点の場合は、除かれた最低点を比較し決められる。ここにおいても同点の場合は、再度、形を行う事が求められる。これは、登録された得意形から選ぶ事ができる。

第7条 優劣の判定基準

第1項 全ての判定は、規則5章4条、5章5条に基づきなされる。

第8条 反則及び失格

第1項 すべての試合者は主審の指示に正しく従わなければならない。

第9条 抗議、その他

第1項 試合者の責任者(監督、コーチ)は、審判員が判定規則に反したと信じる場合、監査役に抗議を申し立てる事ができる。

第2項 監査役は抗議が正当と思える場合、審判員に説明を求めるとともに、やり直しを命じる事ができる。

第3項 監査役が最終結論を出す。

第4項 この規定に寄らない事項は、審判員との合議に基づき、主審長が定める。

第六章 形試合の判定

第1条 目的

第1項 これら規則は、公正で公平な判断を確実にし、主審と副審の権限を確立するためのものである。

第2条 判定方法

第1項 試合は主審1名、副審4名によって行われる。円滑な試合運営のために、アナウンス係、記録係、進行係を定められる。

第2項 アナウンス係： アナウンス係は、記録、順番、点数、経過時間、等を伝える。又、主審、その他役員に、記録係が得点合計に用いる点数を伝える。

第3項 記録係： 記録係はアナウンス係の読み上げる点数を正確に記録用紙に記入し、第5章 第6条 第3項、第4項に基づき、合計点を記録する。

第4項 進行係： 進行係は円滑な試合運営のために以下の事項を行う。

1. 試合の円滑な運営のために効果的事項
2. 試合者との確認
3. 審判員との確認
4. 順番の確認
5. その他役員の必要とされる事項

第5項 試合者は登録形を行わなければならない。

第6項 審判者の判定

1. 審判員は主審の合図に従い、直ちに指定された点数範囲内の点数を示さなければならない。
2. 各審判員の点数の内、主審の点数を例外とし、最高点、最低点を除いて合計点をだす。

第3条 優劣の判定基準

第1項 以下に判定基準の基準、形判定の要素を示す。

1. 試合者の礼儀作法及び態度
2. 試合者の鍛錬度合いとその表現
3. 試合者の集中、強弱、極めと残心
4. 試合者の気迫、気合。
5. 試合者の調和と流れ

第2項 審判員は試合者が形を演じるにあたり、以下の要素が実践、理解されているかを考慮しなければならない。

1. 目付け：仮想敵の技、戦術を理解し、いつ、どこに目を置くか。 気迫、気合に満ちているか。
2. 呼吸：呼吸コントロール。一連の動作の中、何処で息を吸い、吐き、止めるか。心、技、体の集中。
3. 力の強弱：力のコントロール。どこで力を込め、どこで抜くか。一般的に、基礎形においては、攻撃技に力を込め、防御技で力を抜く。
4. 技の緩急：スピードのコントロール。どこで早く、どこで遅くするか。一般的に、攻撃技は早く、防御技はゆっくり行う。
5. 体の伸縮：体と動作のコントロール。どこで伸び上がり、どこで縮めるか。やはり、攻撃技で伸び上がり、防御技で縮める。

第4条 反則及び失格

第1項 試合者が形を途中で止めた場合、又、告げられたと別な形を演じた場合。

第5条 その他

第1項 主審及び副審の権限、責務は、組手試合規定、及び組手試合判定規則に準じる。

第2項 これに規定されない事項が発生した場合は、審判員との合議の下、審判長により判断される。これらは他の役員、試合者、必要であれば観客にも告げられる。

第七章 分解組手 規定

第1条 試合場

第1項 組手試合場に準じる。

第2項 上記、第1項の条件を満たせない場合、審判長はこの条件に最大限近づける事とする。

第2条 服装

第1項 試合者、主審、副審の服装は、組手試合服装に準じる。

第2項 上記、第1項規定に準じない試合者に対して、審判長は考慮の上、出場を認めない事ができる。

第3条 試合構成

第1項 分解組手は1チーム3名の試合者によって行われる。

第2項 試合は1カテゴリーのみである。

第3項 予選、決勝とも登録形によって行われる。登録形は世界硬式空手道連盟により更新される。

第4項 分解組手は、柔法(投げ、関節技、等)、剛法(突き、蹴り、受け、当て技、等)武器法(棒と木刀)を順に用いて演じられる。

第5項 防御側の試合者は、武器を持たない。

第6項 防御側は、3名の試合者が交互に行い、3名が必ず攻撃と防御を行わなければならない。

第4条 審判員

第1項 試合は、事前に審判長に選出された主審1名と副審4名により判定される。
審判員が不足の場合、審判長は、主審1名と副審2名を選出する。

第2項 主審は正面中央に位置し、副審は4隅に位置する。

第5条 運営

第1項 試合は以下の要領で運営される。

アナウンス係により試合者3名の名前が呼ばれた時、試合者は主審の反対側から試合場に入場する。試合場へ入場前に、試合者は座礼(師範先生、神前、正面)を行う。起立し、入場の礼をし、所定の開始位置に付く。主審に礼をし、演じる形を気合を込めて告げる。主審の「始め」を合図に開始する。

第2項 演じ終わるとともに、所定の位置に戻り、主審の点数発表を待つ。

採点発表後、正面に礼をし、退場。正座、座礼(正面、神前、師範先生)を行う。

第3項 試合に関わる全ての運営は主審によって行われる。

第6条 勝負

第1項 勝負の結果は、おのこの審判員の点数合計による。おのこの審判員は、満点を10点とし、主審が事前に定めた点数範囲内において判定する。

第2項 合計点は、最高点、最低点を除いた、3名の合計とする。しかし、この際、主審の点数は除かれない。

第3項 一次予選終了後、事前に決められていたチーム数が二次予選へと進む。これが決勝にいたるまで繰り返される。次予選、決勝の最終評価は、これら上記過程の点数に基づいて行われる。

第4項 同点となったチームの順位は、第一に主審のつけた点数を比較し決められる。さらに同点の場合は、除かれた最高点を比較し決められる。さらに同点の場合は、除かれた最低点を比較し決められる。ここにおいても同点の場合は、再度、分解組手を行う事が求められる。これは、通常の判定基準に準じる。

第7条 優劣の判定基準

第1項 優劣の判定は、分解組手試合の規定、4条、5条に基づき行われる。

第8条 過失と失格

第1項 全てのチームは主審の指示に正しく従わなければならない。

第9条 抗議、その他

第1項 チームの責任者(監督、コーチ)は、審判員が判定規則に反したと信じる場合、監査役に抗議を申し立てる事ができる。

第2項 監査役は抗議が正当と思える場合、審判員に説明を求めるとともに、やり直しを命じる事ができる。

- 第3項 監査役が最終結論を出す。
この規定に寄らない事項は、審判員との合議に基づき、主審長が定める。

第八章 分解組手試合の判定

第1条 目的

- 第1項 これら規則は、公正で公平な判断を確実にし、主審と副審の権限を確立するためのものである。

第2条 判定方法

- 第1項 試合は主審1名、副審4名によって行われる。円滑な試合運営のために、アナウンス係、記録係、進行係を定められる。
- 第2項 アナウンス係：アナウンス係は、記録、順番、点数、経過時間、等を伝える。又、主審、その他役員に、記録係が合計に用いる点数を伝える。
- 第3項 記録係：記録係はアナウンス係の読み上げる点数を正確に記録用紙に記入し、第7章 第6条 第3項、第4項に基づき、合計点を記録する。
- 第4項 進行係：進行係は円滑な試合運営のために以下の事項を行う。
1. 試合の円滑な運営のために効果的事項
 2. 試合者との確認
 3. 審判員との確認
 4. 順番の確認
 5. その他役員の必要とされる事項
- 第5項 チームは登録分解組手を演じなければならない。
- 第6項 審判員の判定
1. 審判員は、主審の合図に従い、直ちに指定された点数範囲内の点数を示さなければならない。
 2. 各審判員の点数の内、主審の点数を例外とし、最高点、最低点を除いて合計点をだす。

第3条 判定基準

- 第1項 判定は、分解組手の以下の要素に基づいて行われる。
1. 試合者の礼儀作法及び態度
 2. 試合者の鍛錬度合いとその表現

3. 試合者の集中、強弱、極めと残心
4. 試合者の気迫、気合。
5. 試合者の調和と流れ
6. 繰り出された技の難易度

第2項 審判員は、チームが分解組手を演じるにあたり、チームが以下の要素を実践、理解しているか、考慮しなければならない。

1. 目付け：仮想敵の技、戦術を理解し、いつ、どこに目を置くか。 気迫、気合に満ちているか。
2. 呼吸：呼吸コントロール。一連の動作の中、何処で息を吸い、吐き、止めるか。心、技、体の集中。
3. 力の強弱：力のコントロール。どこで力を込め、どこで抜くか。一般的に、基礎形においては、攻撃技に力を込め、防御技で力を抜く。
4. 技の緩急：スピードのコントロール。どこで早く、どこで遅くするか。一般的に、攻撃技は早く、防御技はゆっくり行う。
5. 体の伸縮：体と動作のコントロール。どこで伸び上がり、どこで縮めるか。やはり、攻撃技で伸び上がり、防御技で縮める。技の効果を引き出すために、いかに体を活用しているか。
6. 技の優劣。
7. 技の実用性、適切さ。
8. タイミングと距離。
9. 自然な流れ。
10. 3つの心。前心、通心、残心。

第4条 反則及び失格

第1項 チームが分解組手を途中で止めた場合、又、告げられたと別な分解組手を演じた場合。

第5条 その他

第1項 主審及び副審の権限、責務は、組手試合規定、及び組手試合判定規則に準じる。

第2項 これに規定されない事項が発生した場合は、審判員との合議の下、審判長により判断される。これらは他の役員、試合者、必要であれば観客にも告げられる。

第九章 国際主審、審判員の資格

第1条 審判長 (Master Referee)

- 第1項 世界硬式空手道連盟 公認大会の主審、監査、副審。 世界硬式空手道連盟世界選手権の主審を行える。
- 第2項 公認6段以上、35歳以上、空手経験15年以上、副審判長 (Senior Referee) 5年以上の経験者である事。
- 第3項 世界硬式空手道連盟 審判長章は、金、銀、黒となる。

第2条 副審判長 (Senior Referee)

- 第1項 世界硬式空手道連盟 公認大会の主審、監査、副審。 世界硬式空手道連盟国際大会の主審を行える。
- 第2項 公認5段以上、30歳以上、空手経験12年以上、A級審判員3年以上の経験者である事。
- 第3項 世界硬式空手道連盟 副審判章は、銀、黒となる。

第3条 A級審判員

- 第1項 世界硬式空手道連盟 公認大会の主審、監査、副審を行える。
- 第2項 公認4段以上、27歳以上、空手経験9年以上、B級審判員3年以上の経験者である事。

第4条 B級審判員

- 第1項 世界硬式空手道連盟 公認大会の主審、副審を行える。
- 第2項 公認3段以上、23歳以上、空手経験6年以上、C級審判員2年以上の経験者である事。

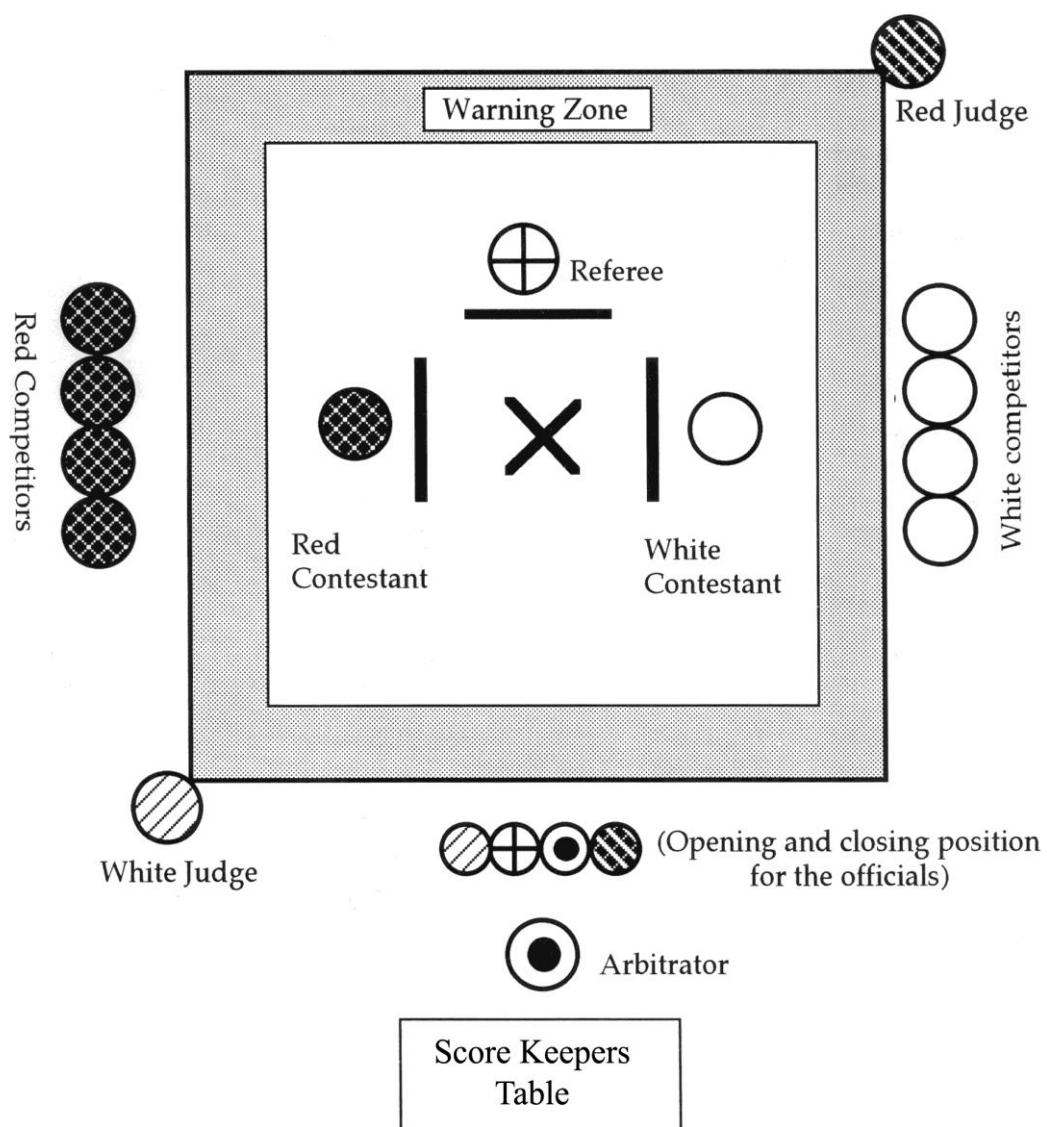
第5条 C級審判員

- 第1項 世界硬式空手道連盟 公認大会の副審を行える。
- 第2項 公認2段以上、21歳以上、空手経験3年以上、各国硬式空手道連盟の主審として2年以上の経験者である事。
- 第3項 A, B, C級審判員は、世界硬式空手道連盟 審判員章、白、赤、黒となる。
- 第4項 各審判資格は発効日から2年間有効である。 審判資格維持のためには、審判資格の更新が必要である。

添付資料- 1

組手試合 試合場と主審、監査役、副審の位置

正面



- ・ ラインの幅は 5cm とする。
- ・ 場外は、ラインの外側をもって判定される。
- ・ 記録係は監査役の後方に位置する。

添付資料-2

部位別攻撃と得点。 主審の表示法

部位	上段	中段
攻撃位置	面	胴
攻撃技	突き 蹴り 打ち	突き 蹴り 打ち
点	1 本 or 技有り	1 本 or 技有り

寸止め

部位	上段	中段
攻撃位置	上頭部、後頭部、首	背面
攻撃技	突き 蹴り 打ち	突き 蹴り 打ち
点	技有り	技有り

主審のコール

試合者	赤 or 白
部位	上段、中段
技	突き、蹴り、打ち
点	1 本 or 技有り

主審用語	主審表示法・動作
1. 勝負1本(3本) 始め	試合開始、主審所定位置に直立。
2. 止め	中止。 頭上より水平まで手刀を前方に振り下ろす。
3. もとの位置	試合者、主審所定位置
4. 技有り1点	決め技を明示し、手のひらを前に向けて斜め下に腕を伸ばす。
5. 技有り2点	決め技を明示し、手のひらを前に向けて肩より横に水平に腕を伸ばす。
6. 技有り3点	決め技を明示し、手のひらを前に向けて肩より斜め上に腕を伸ばす。
7. 続けて始め	主審は所定の位置に立ち、左右いずれかの足を後ろに引き、(前屈) 両腕を斜め上に上げ、大きく広げ、体の前で合やす。
8. 続けて	主審の宣告がないのに中止した時、続行させる。
9. 後しばらく	試合終了 30 秒前の電鈴合図を試合者に明確に告げる。
10. 時間(タイム)	時計係への時間削除合図
11. それまで	試合終了。 前方に水平に腕を伸ばし、手の平を開いて前に向ける。 指先を上にする。
12. 判定	場外所定位置(主審所定位置後方、試合場ライン際の外側)に立ち、長笛及び 短笛を吹き、副審に表示させ、短笛を吹き、旗を下ろさせ場内所定位置に戻る。
13. 引き分け	両腕を体の前で、交叉させ、手の平を上にして斜め下に伸ばす。
14. 延長	延長、勝負1本始めと宣し、試合を再開させる。
15. 再延長	再延長、勝負先取り始めと戦死、試合を再開させる。
16. 取りません	不充分、両腕を体の前で交叉させ、手の甲を上にして、斜め横に開き伸ばす。
17. 相打ち	両拳を体の前で突き合やす。 両者の決め技を明示し、両者に対し 両腕を斜め下に伸ばし、手の平を上にして技有りを宣する。
18. 赤(白)1本	決め技を明示し、肩より手の平を内に向けて、真上に腕を伸ばす。
19. 赤(白)の勝ち	肩より斜め上に腕を伸ばす。
20. 止め、場外	場外を認めた時は、直ちに止め、場外と宣し、試合を中止し、 試合者を所定の位置に戻す。
21. 場外	一旦、場外を指し、場外者の腹部を差す。 この場合相手方に技有りを宣する。
22. 反則注意	人差し指で、注意者の腹部を指す。 この場合相手方に技有りを宣する。
23. 反則	人差し指で、注意者の腹部を指す。 この場合相手方に勝ちを宣する。
24. 赤(白)反則、白(赤)の勝ち	人差し指で、一旦反則者の顔を指し、勝者に対して肩より上に腕を上げる。
25. 赤(白)棄権、白(赤)の勝ち	人差し指で、一旦棄権者位置を指し、勝利者に対して肩より上に腕を上げる。
26. 失格	失格者の顔を指し、強く宣告すると同時に人差し指を場外に向ける。 この場合相手方に勝ちを宣する。
27. 副審集合	両腕を高く上げて合図し、速やかに試合監査役席前に集合。

添付資料－3

副審の表示法

1. 副審低位置	副審表示・旗操作
2. 1 本	旗を肩より真上に腕を伸ばして表示する。
3. 技有り 1 点	旗を肩より斜め下に伸ばして表示する。
4. 技有り 2 点	旗を肩より横水平に伸ばして表示する。
5. 技有り 3 点	旗を肩より斜め上に伸ばして表示する。
6. 場外	旗を肩より横水平に伸ばして左右に振る。
7. 場内	旗を肩より横水平に伸ばして上下に振る。
8. 相打ち	両旗の上端を体の前で突き合わす。
9. 赤技有り、白技有り	両旗を肩より斜め下に腕を伸ばし、赤技有り、白技有りを表示する。
10. 見えない	両旗で両腕を曲げて、両目を隠す。
11. 不充分	両旗を腕までで交叉しながら左右に振る。
12. 反則注意	赤(白)旗を頭上に掲げ、手首で小さく廻す。
13. 反則	赤(白)旗を頭上に掲げ、大きく腕を廻す。
14. 引き分け	両旗を頭上で交叉して表示する。
15. 赤(白)の勝ち	赤(白)の旗を頭上に上げて表示する。
16. 異議有り	両旗を頭上で交叉して、打ち合わす。
17. 選手をかわす	片手で椅子を後方に引き、選手にぶつからないようにさばく。
18. 無攻撃	両旗を腕前で交叉に廻す。

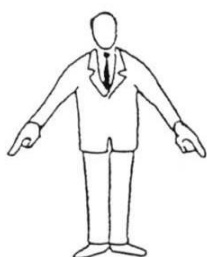
主審の表示



(1) 勝負一本始め



(2) 止め (頭上より水平まで手刀を振り下す)



(3) もとの位置
(両手で両選手の足元を選手所定位置両方に示す)



(4) 技有り一点
(肩より斜め下に腕を伸ばす)



(5) 技有り二点
(肩より横に水平に腕を伸ばす)



(6) 技有三点
(肩より斜上に腕を伸ばす)



(7) 続けて始め (足を後へ引き、両手を両選手の目につけ、前方肩幅位まで、両手を引き合す如く水平に向い合わせる)

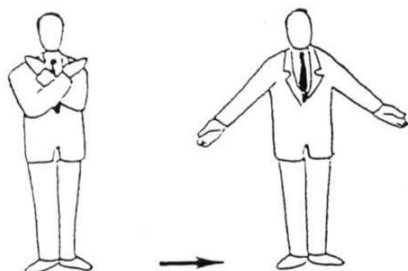


(11) それまで (頭上より、肩より前方に水平腕を伸ばし、手の平を前に向ける。試合終了の宣告)

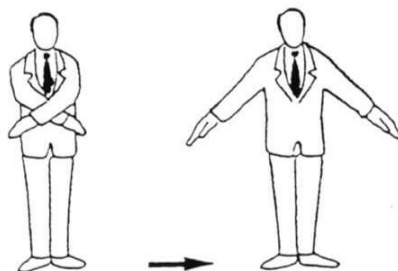


(12) 判定

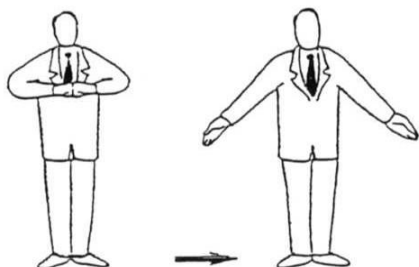
(場外所定位置に立ち、長笛及び短笛を吹き、副審に表示させ短笛を吹き、旗を降ろさせ場内所定位置にもどる)



113 引き分け
(両腕を体の前で交叉させ、手の平を上にして斜め下に伸ばす)



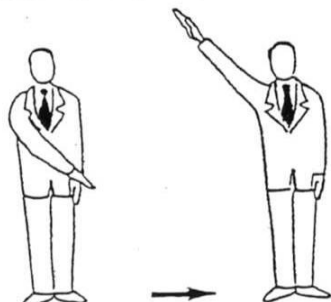
114 取りません
(両腕を体の前で交叉させ、手の甲を上にして斜め横に開きます)



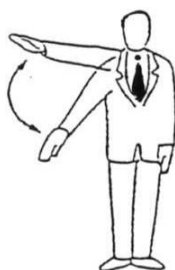
117 相打ち
(両拳を体の前で突き合わせ両者の決め技を明示し、赤(白)に技有りを宣告する)



118 赤(白)一本
(肩より真上に腕を伸ばす)



119 赤(白)の勝ち
(肩より斜め上に腕を伸ばす)



120 止め・場外
(肩より前向に腕を伸ばし、左右に振る)



122 反則注意
(人さし指で選手の腹部を指す)



123 反則
(人さし指で反則選手の顔面を指す)



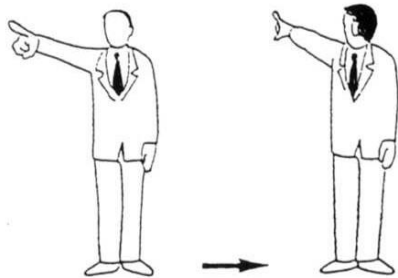
(人差し指で場外を指す)



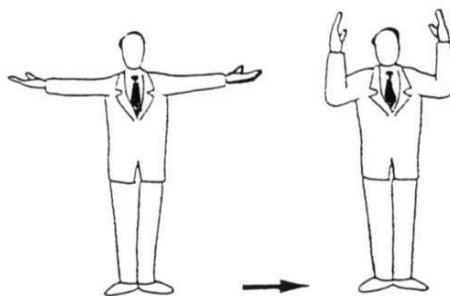
125 場外



(場外者の腹部を指す)



26 失 格
(人差し指で失格者の顔面を指し、
人さし指を場外に向ける)



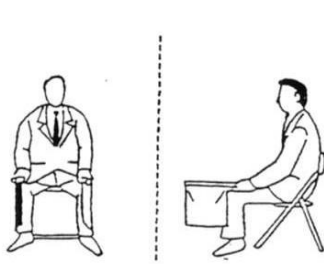
27 副審集合
(両腕を肩より横に水平に伸ばし、肘を
直角に曲げ、頭部に向って両手を引き
合す如く、向い合わせる)



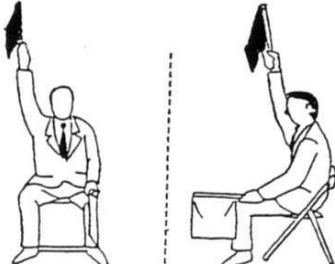
28 無 攻 撃
(両拳を胸前で交互に廻
す)

副審の表示

副審は意思表示を行うとき原則として旗を使用して、主審に知らせる。



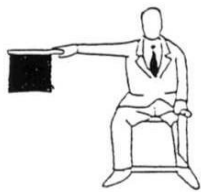
1. 副審定位置
(旗は水平に両膝の内側に、
腰を伸ばし姿勢正しく座る)



2. 赤(白)一本
(旗を肩より真上に腕を伸ばす)



3. 技有一点
(旗を肩より斜下に腕を伸ばす)



4. 技有二点
(旗を肩より横に水平に腕を伸ばす)



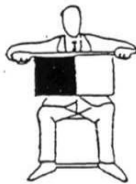
5. 技有三点
(旗を肩より斜上に腕を伸ばす)



6. 場 外
(旗を肩より水平に腕を伸ばし左右に振る)



7. 場 内
(旗を肩より横水平に腕を伸ばし上下に振る)



8. 相 打
(両旗の上端を体の前で
突き合せる)



9. 赤技有り、白技有り
(両旗を肩より斜下に腕を伸ばす)



10. 見えない
(両旗で両目をかくす)



11. 不 充 分
(両旗を膝前で交叉しながら左右に振る。)



12. 反 則 注 意
(両旗を頭上に挙げ手首で
小さく廻す)



13. 反 則
(両旗を頭上に挙げ
大きく腕を廻す)



14. 引 分
(両旗を頭上で交叉
する)



15. 赤(白)の勝ち
(赤(白)旗を肩より真上に、
腕を伸ばす)



16. 異議有り
(両旗を頭上で交叉して
打ち合わせる)



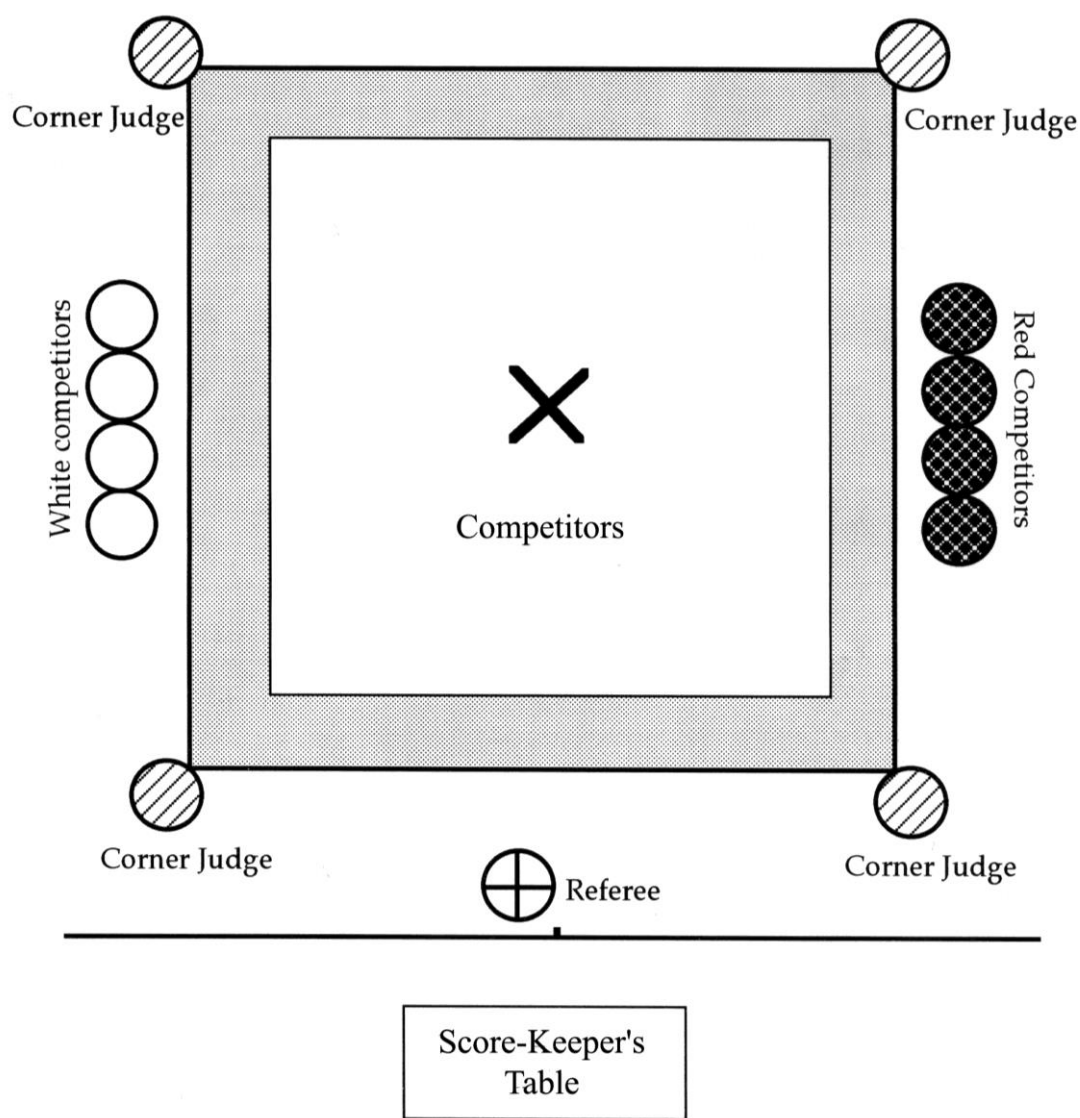
17. イスを引き選手をかわす
(片手でイスを後方に引
き、選手にぶつからな
いようにさばく)



18. 無攻撃
(両旗を胸前で交
互に廻す)

添付資料-4

形試合及び分解組手試合 試合場と主審、副審、監査役の位置



Shomen

- ラインは 5cm 幅とする。
- 記録係は、主審の後ろに位置する。
- 副審は隅から 50cm 離れて位置する。

添付資料- 5

世界硬式空手道連盟 組織

創始者

So Shihan Masayuki Kukan Hisataka (Japan)

会長

Shihan Masamitsu Kudaka (Japan)

総書記

Shihan Scott Brown (Australia)

副総書記

Shihan Philippe Nadeau (Canada)

事務総長、アジア

Shihan Hiroshi Hisataka (Japan)

Shihan Pierre Ingrasia (Hong Kong)

事務総長、北アメリカ

Shihan Robin Luce Campbell (Canada)

Shihan Michel Laurin (USA)

事務総長、南アメリカ

Shihan Kunio Tanabe (Venezuela)

Shihan Dalil Maschino (Special Advisor for South America)

事務総長、ヨーロッパ

Shihan Olaf Lotze (Germany)

Shihan Rui Ribeiro (Portugal)

事務総長、ユーラシア

Shihan Dr. Mikhail Kryssin (Russia)

Shihan Talib Berzigiarob (Azerbaijan)

事務総長、アフリカ

Shihan Mamadou Diallo (Special Advisor for Africa)

Shihan Alason Maiga (Mali)

技術顧問

Shihan Dr. Richard Kim, Hanshi (USA)

Shihan Fumio Demura (USA)

Shihan Laurence Vanniekirk (Australia)

Shihan Anton Geesink (Netherlands)

Shihan Alain Houdre-Baight (Canada)

Shihan Alexei Sturhmin (Russia)

Shihan Jack Kanner (USA)

Shihan Dr. David Chu (Switzerland)

Shihan Dan Waxman (Israel)

Shihan Robert Bowles (USA)

Shihan George Anderson (USA)

Shihan Wayne Donovan (Canada)

Shihan Yoshisada Yonezuka (USA)

Shihan Kiyoshi Shiina (USA)

Shihan Mamoru Shimamoto (USA)

Shihan Shaun O'Leary (Netherlands)

Shihan Yoshinao Nambu (Europe)

世界硬式空手道連盟 師範会審判委員会

創始者

So Shihan Masayuki Kukan Histaka (Japan)

会長

Shihan Hiroshi Hisataka (Japan)

副会長

Shihan Masamitsu Kudaka (Japan)

Shihan Kunio Tanabe (Venezuela)

Shihan Masaaki Enomoto (Japan)

委員

Shihan Robin Luce Campbell (Canada)

Shihan Issei Koike (Japan)

Shihan Diallo Mamadow (Special advisor for Africa)

Shihan Mega Martinez (Etats-Unis)

Shihan Dr. Dalil Maschino (Canada)

Shihan Shaun O'Leary (New Zealand)

Shihan Luis Perez Santiago (Spain)

Shihan Toru Yoshizawa (Japan)

Shihan Dr. Mikhail Krysin (Russia)

Shihan Luc Gilbert (Canada)

Shihan Olaf Lotze (Germany)

Shihan Talyb Berzigiarob (Azerbaijan)

書記

Shihan Philippe Nadeau (Canada)

Shihan Dr. Hitoshi Namekata (Japan)

Sensei Dr. Carlton Haine (USA)

Sensei Alex Gallico (USA)

Sensei Philippe Bergeron (France)

世界硬式空手道連盟 技術委員会

会長

Shihan Masamitsu Kudaka (Japan, Renshi 6th Dan)

委員

Shihan Hiroshi Hisataka (Japan, Kyoshi, 7th Dan)

Shihan Toru Yoshizawa (Japan, Kyoshi, 7th Dan)

Shihan Masaaki Enomoto (Japan, Kyoshi, 7th Dan)

Shihan Dr. Mikhail Kryssin (Russia, Kyoshi, 7th Dan)

Shihan Mega Martinez (United States, Kyoshi, 7th Dan)

Shihan George Manoli (Canada Renshi, 6th Dan)

Shihan John Gaddy (United States, Renshi, 6th Dan)

Shihan Luc Gilbert (Canada Renshi, 6th Dan)

Shihan Luis Perez Santiago (Spain Renshi, 6th Dan)

Shihan Olaf Lotze (Germany Renshi, 6th Dan)

Shihan Shaun O'Leary (New Zealand, Renshi, 4th Dan)

Sensei Lamia Louali (Algeria, Shushi, 3rd Dan)

Shihan Paul Jackman (Canada, Kenshi, 4th Dan)

世界硬式空手道連盟 各国代表

ALGERIA	Sensei Lamia Louali Sensei Samy Boukaila
AUSTRALIA	Shihan Scott Brown Shihan Howard Sanders
AZERBAIJAN	Shihan Talyb Berzigiyrov
BULGARIA	Sensei Naioen Nilcov Penev
CANADA	Shihan Robin Luce Campbell Shihan Luc Gilbert Shihan Dr. Dalil Maschino
CHINA	Sensei Yan Gxiaoran Sensei Cai Xing Feng
COLUMBIA	Sensei Tirso Morales
ENGLAND	Sensei Angus Croston
FRANCE	Shihan Sidney Penovel Sensei Philippe Bergeron
GEORGIA	Shihan David Ivanishivil Sensei Emzar Tsukeleuri
GERMANY	Shihan Olaf Lotze Sensei Sandra Leoni
HONG KONG	Sensei Pierre M Ingrassia
INDIA	Sensei M.N. Sukumar Nambiar

	Sensei Ashish Kuvavala
INDONESIA	Shihan Hiroshi Hisataka Sensei Agung Suprianto Sensei Probo Kushartuya Sensei To'ing Anshori
IVORY COAST	Sensei Daooda Couli Baly
JAPAN	Shihan Hiroshi Hisataka Shihan Masamitsu Kudaka Shihan Masaki Enomoto
KOREA	Sensei Jeang Do Mo
LATVIA	Sensei Oskars Prinkolis
MALAYSIA	Sensei Neoh Then Hock
MALI	Shihan Alason Maiga Sensei Chekka-Telly Sensei Ousmane Maiga
NETHERLANDS	Shihan Yasuo Takahashi Sensei pPeter Lerk
NEW ZEALAND	Shihan Shaun O'Leary
PHILIPPINES	Sensei Jesso Lando Zapata
PORTUGAL	Shihan Rui Ribeiro
RUSSIA	Shihan Dr. Mikhail Kryssin Sensei Dimitry Alkhasov
SENEGAL	Shihan Mamadou Diallo

	Sensei Dieynaba Nene Coly
SOUTH AFRICA	Sensei Devraj Ramddutt
SRI LANKA	Sensei Tyron P Menois Sensei Ruwan Satharastnghe
SWITZERLAND	Shihan Curzio Marconi Shihan Dr. Till Sturmer Shihan Mamadou Diallo Shihan Vito Cristofaro Manadoll
UNITED STATES	Shihan Michel Laurin Shihan John Gaddy Shihan Mega Martinez Shihan John Gaddy
VENEZUELA	Shihan Kunio Tanabe